岐阜都市計画総括図

平成29年10月調製

岐阜都市計画区域	行政区域面積	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
岐阜市の全部	20,360ha	20,360ha	8,027ha	12,333ha
瑞穂市の一部	2,819ha	1,966ha	1,151ha	815ha
岐南町の全部	791ha	791ha	737ha	54ha
笠松町の全部	1,030ha	1,030ha	518ha	512ha
北方町の全部	518ha	518ha	401ha	117ha
計	25,518ha	24,665ha	10,834ha	13,831ha

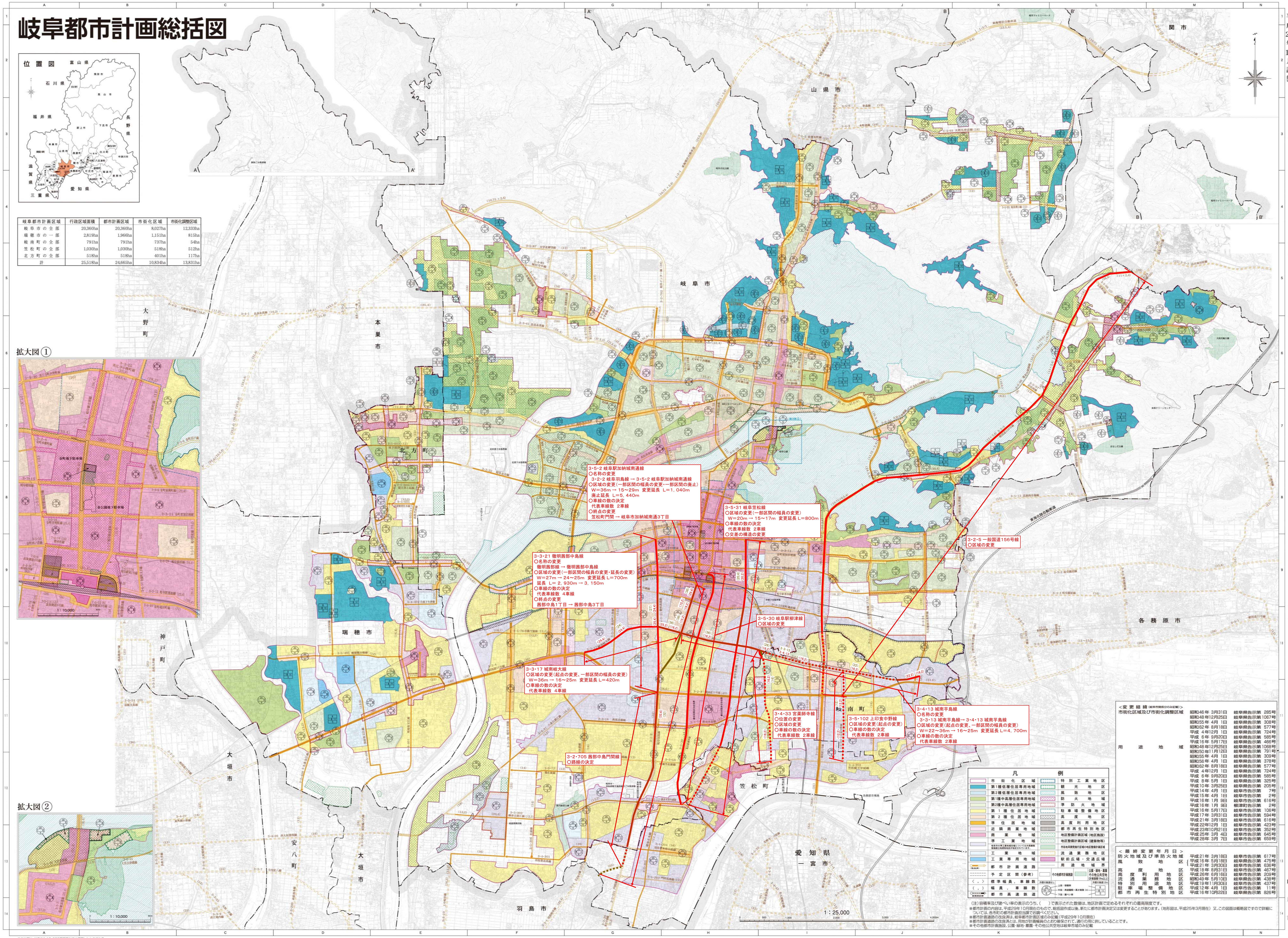

凡例

	市街化区域		特別工業地区
	第1種低層住居専用地域		観光地区
	第2種低層住居専用地域		風致地区
	第1種中高層住居専用地域		防火地域
	第2種中高層住居専用地域		準防火地域
	第1種住居地域		駐車場整備地区
	第2種住居地域		高度地区
	準住居地域		高度利用地区
	近隣商業地域		都市再生特別地区
	商業地域		地区整備計画区域（地区施設）
	準工業地域（岐阜市の準工業地域全域については大規模集客施設立地規制地区が指定されています。）		地区整備計画区域（建築物等）
			市街地再開発施行区域の地区整備計画区域
	工業地域		流通業務地区
	工業専用地域		駅前広場・交通広場
（改良済）	都市計画道路		用途地域界
	予定区間（参考）	その他都市計画施設	公園・緑地・墓園 その他公共空地（計画面積10ha以上）
〈 , 〉	標準幅員，車線数	外壁の後退なし 上段：容積率 中段：用途種類－高さ制限（m） 下段：建ぺい率	外壁の後退1.0m
（ , ）	幅員，車線数		
駅高架区間	都市高速鉄道		

＜変更経緯（岐阜市関係分のみ記載）＞

市街化区域及び市街化調整区域	昭和46年 3月31日	岐阜県告示第 285号
	昭和48年12月25日	岐阜県告示第1067号
	昭和55年 4月 1日	岐阜県告示第 308号
	昭和62年 8月18日	岐阜県告示第 577号
	平成 4年12月 1日	岐阜県告示第 724号
	平成 6年 9月20日	岐阜県告示第 585号
	平成16年 5月17日	岐阜県告示第 466号
用途地域	昭和48年12月25日	岐阜県告示第1068号
	昭和50年11月12日	岐阜県告示第 791号
	昭和55年 4月 1日	岐阜県告示第 309号
	昭和56年 4月 1日	岐阜県告示第 378号
	昭和62年 8月18日	岐阜県告示第 577号
	平成 4年12月 1日	岐阜県告示第 724号
	平成 6年 9月20日	岐阜県告示第 585号
	平成 8年 5月 1日	岐阜県告示第 325号
	平成10年 3月25日	岐阜県告示第 205号
	平成14年 4月 1日	岐阜市告示第 7号
	平成15年 4月 1日	岐阜市告示第 2号
	平成16年 1月 9日	岐阜市告示第 616号
	平成16年 1月 9日	柳津町告示第 2号
	平成16年 5月17日	岐阜市告示第 106号
	平成17年 3月31日	岐阜市告示第 594号
	平成21年 3月18日	岐阜市告示第 616号
	平成22年12月 1日	岐阜市告示第 423号
	平成23年10月21日	岐阜市告示第 352号
	平成25年 3月 4日	岐阜市告示第 645号
	平成28年 3月 7日	岐阜市告示第 659号

＜最終変更年月日＞

防火地域及び準防火地域	平成21年 3月18日	岐阜市告示第 617号
風致地区	平成16年 5月18日	岐阜県告示第 475号
	平成21年 3月30日	岐阜市告示第 636号
高度地区	平成18年 8月31日	岐阜市告示第 467号
高度利用地区	平成26年 6月16日	岐阜市告示第 209号
流通業務地区	昭和49年 5月10日	岐阜県告示第 438号
特別用途地区	平成19年11月30日	岐阜市告示第 437号
駐車場整備地区	平成12年 4月 1日	岐阜市告示第 11号
都市再生特別地区	平成16年10月22日	岐阜県告示第 826号

（注）容積率及び建ぺい率の表示のうち、（　）で表示された数値は、地区計画で定めるそれぞれの最高限度です。
※都市計画の内容は、平成29年10月現在のもので、総括図作成以後、新たに都市計画決定又は変更することがあります。（地形図は、平成25年3月現在）又、この図面は概略図ですので詳細については、各市町の都市計画担当課でお調べください。
※都市計画道路の改良済は、岐阜都市計画区域のみ記載（平成29年10月現在）
※都市計画道路の改良済とは、用地が計画幅員のとおり確保されて、通行の用に供していることです。
※その他都市計画施設、公園・緑地・墓園・その他公共空地は岐阜市域のみ記載

岐阜市

この地図は、岐阜市1:10,000平面図を縮小編纂したものである。
但し、安八町、神戸町、大野町部分は、それぞれの長の承認を得て、同町所有の1:10,000平面図若しくは1:2,500平面図を縮小編纂したものである。
（承認年月日）平成24年8月22日　（承認番号）第　2号
（承認年月日）平成24年8月22日　（承認番号）神座建第1097号
（承認年月日）平成24年8月23日　（承認番号）大建都第　207号